

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部改正について 令和元(2019)年 11 月 12 日 教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

民間企業及び国家公務員において時間外労働の上限規制等が導入されたことに伴い、地方公務員においても、条例及び規則において超過勤務の上限等について定めることとされたことから、学校職員の勤務時間その他の勤務時間に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）等について、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

① 勤務時間規則

時間外勤務命令を受けて行う超過勤務の上限は勤務月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的に特別な事情がある場合でも年 720 時間、月 100 時間未満、複数月平均 80 時間を限度に設定

→ 教育職員の超過勤務

教育職員の時間外勤務命令については、規則改正後も義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 5 条の規定により、「超勤 4 項目※」の業務に従事させる場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限定される。

※ 超勤 4 項目

- 1 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 2 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 3 職員会議に関する業務
- 4 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

② その他の規則

以下の規則について、勤務時間規則の改正に伴う条ずれへの対応や所要の語句の整理を行う

- ・ 県立学校管理規則
- ・ 県立学校職員服務規程
- ・ 公立学校職員の宿日直手当支給規則
- ・ 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則

3 施行期日

令和元(2019)年 11 月 1 日施行

4 その他

現在、文科省において、公立学校における働き方改革を推進する観点から関係法令の改正を予定しており、その動向を踏まえ、「超勤 4 項目」以外の自主的・自発的な勤務及び校外での勤務（いわゆる「在校等時間」）の取扱い等について、引き続き検討していく。

○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部改正

栃木県教育委員会規則第二号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年十月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成七年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第四条の二 略	第四条の二 略
(宿日直勤務) 第四条の三 条例第六条の二第一項の教育委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。 一 校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視を目的とする勤務 二 次に掲げる宿日直勤務 イ 特別支援学校に勤務する職員がその寄宿生に対して行う介護の業務を主とする宿日直勤務 ロ 夜間等において農業及び水産に関する課程を置く県立の高等学校に勤務する職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。第四条の七において同じ。)が行う学校農場及び水産実習場の管理等の業務を主とする宿日直勤務	
第四条の四 任命権者は、職員に前条に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。 (育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合) 第四条の五 条例第六条の二第一項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、第四条の三に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。 2 条例第六条の二第二項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。	

(超過勤務を命ずる際の考慮)

第四条の六

任命権者は、職員に超過勤務(条例第六条の第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、再任用短時間勤務職員(条例第二

条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び特定業務任期付短時間勤務職員等(同条第四項に規定する特定業務任期付短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)に超過勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等の正規の勤務時間(条例第六条の第二項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第四条の七

任命権者は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 一月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間

二 一の年度において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前項各号に掲げる時間を超えて職員に超過勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずることができる。

一 一月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満

二 一の年度において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間について八十時間

四 一の年度のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

3

任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前二項各号に掲げる時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、前二

項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。栃木県教育委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、前二項各号に掲げる時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として栃木県教育委員会が定める場合も、同様とする。

4 任命権者は、前項の規定により、第一項各号及び第二項各号に掲げる時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る年度の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、栃木県教育委員会が定める。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第五条の七 条例第七条第二項又は第三項の規定による請求は、正規の勤務時間

以外の時間における勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までにしなければならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 5 略

（年次休暇の日数）

第七条 条例第十一条第一項第一号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員

及び特定業務任期付短時間勤務職員等

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第五条の七 条例第七条第二項又は第三項の規定による請求は、正規の勤務時間（条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）

以外の時間における勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までにしなければならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 5 略

（年次休暇の日数）

第七条 条例第十一条第一項第一号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項

に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び特定業務任期付短時間勤務職員等

<p>間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>二略</p>	<p>のうち、一週間の勤務日ごとの勤務時間及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>二略</p>
---	---

(県立学校管理規則の一部改正)

第二条 県立学校管理規則(昭和三十三年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(宿日直)</p> <p>第三十六条 校長は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)若しくは同条例第九条第一項の規定により代休日指定された当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該休日に代わる代休日又は国の行事の行われる日で教育委員会が指定する日に、職員を、宿日直員として勤務させることができる。</p> <p>2 5 略</p>	<p>改正前</p> <p>(宿日直)</p> <p>第三十六条 校長は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)第七条第二項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)若しくは同条例第九条第一項の規定により代休日指定された当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該休日に代わる代休日又は国の行事の行われる日で教育委員会が指定する日に、職員を、宿日直員として勤務させることができる。</p> <p>2 5 略</p>
--	--

(県立学校職員服務規程の一部改正)

第三条 県立学校職員服務規程(昭和三十三年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(欠勤)</p> <p>第十四条 勤務時間等条例第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間中に勤務しないことにつき、承認があつた場合を除くほか、欠勤とする。</p> <p>2 略</p>	<p>改正前</p> <p>(欠勤)</p> <p>第十四条 勤務時間等条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間中に勤務しないことにつき、承認があつた場合を除くほか、欠勤とする。</p> <p>2 略</p>
---	---

(公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の宿日直手当支給規則(昭和三十四年栃木県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(宿直勤務、日直勤務)</p>	<p>改正前</p> <p>(宿直勤務、日直勤務)</p>
-------------------------------	-------------------------------

第二条 宿直勤務又は日直勤務とは、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）並びに国の行事の行われる日で任命権者が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視並びに寄宿生に対する介護、及び学校農場等の管理等を目的とする勤務をいう。

（宿日直手当）

第三条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

一・二 略

第二条 宿直勤務又は日直勤務とは、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）第七条第二項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）並びに国の行事の行われる日で任命権者が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視並びに寄宿生に対する介護、及び学校農場等の管理等を目的とする勤務をいう。

（宿日直手当）

第三条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

一・二 略

- 三 校舎内に居住する職員が、宿日直勤務をした場合 勤務一回につき五百八十円とする。
- 四 職員住宅に居住する職員が、その職員住宅において宿日直勤務をした場合 勤務一回につき五百八十円とする。
- 五 その他前二号に準ずる場合 勤務一回につき百六十円とする。

第五条 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正（平成七年栃木県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第十条の二第三項の規定による超過勤務手当を支給しない時間等）</p> <p>第三条 条例第十条の二第三項の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）<u>第五条の規定により条例第十条の二第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間が当該各号に掲げる時間を合計した時間に満たない場合には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間に相当する時間とする。</u></p> <p>一 勤務時間等条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振られた日（以下「割振り変更後の勤務日」と</p>	<p>（条例第十条の二第三項の規定による超過勤務手当を支給しない時間等）</p> <p>第三条 条例第十条の二第三項の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）<u>第五条の規定により条例第十条の二第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間が当該各号に掲げる時間を合計した時間に満たない場合には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間に相当する時間とする。</u></p> <p>一 勤務時間等条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振られた日（以下「割振り変更後の勤務日」と</p>

<p>2 二略</p> <p>いう。)の属する週に休日給の支給対象日(条例第十条の四の規定により正規の勤務時間(勤務時間等条例第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日をいう。以下同じ。)がある場合において、職員が当該休日給の支給対象日の正規の勤務時間中に勤務したときにおける当該正規の勤務時間中の勤務時間に相当する時間</p>	<p>2 二略</p> <p>いう。)の属する週に休日給の支給対象日(条例第十条の四の規定により正規の勤務時間(勤務時間等条例第七条第二項)に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日をいう。以下同じ。)がある場合において、職員が当該休日給の支給対象日の正規の勤務時間中に勤務したときにおける当該正規の勤務時間中の勤務時間に相当する時間</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第四条の七第二項第三号の規定の適用については、同号中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間(令和元年十一月以後の期間に限る。)」とする。

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

(総務課)